

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等について

1 改正の趣旨

I Cカード免許証の全国導入の完了及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号。以下「改正臓器移植法」という。）の施行に伴い、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）で定められた運転免許証の様式を変更するなど、所要の改正を行うもの。

2 主な内容

(1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

① I Cカード免許証の全国導入完了に伴う見直し

すべての都道府県警察において、I Cカード免許証が導入されたことに伴い、運転免許証に本籍が記載されなくなることから、本籍欄を削る。

② 改正臓器移植法の施行に伴う見直し

改正臓器移植法の施行に伴い、運転免許証に臓器提供の意思の有無を記載することができるようにするため、運転免許証裏面に必要な文言を設ける。

(2) 道路交通法施行規則別記様式第十四の備考6等の規定に基づき、国家公安委員会の定める書面を定める件を廃止する国家公安委員会告示案

臓器提供の意思を表示するため運転免許証裏面の備考欄以外の欄にはり付けることができる書面を定めた国家公安委員会告示を廃止する。

3 意見募集の結果

本年4月2日から5月1日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見公募手続を実施した結果、32件の意見が寄せられた。

寄せられた意見を踏まえ、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」の一部を修正するなどすることとした。

（変更点）

- 府令において、運転免許証裏面に臓器提供の意思の有無を記載するために必要な文言を規定することとした。
- 意見募集を実施した案では、臓器提供の意思の有無を記載するために必要な事項を国家公安委員会告示で定めることとしていたが、同事項が府令で定められることから、同告示を制定しないこととした。

4 今後の予定

公布 平成22年6月11日

施行 平成22年7月17日